

# 第1582回島根県教育委員会会議録

日時	令和元9月3日
自	13時30分
至	15時30分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### —公開—

#### (議決事項)

- 第16号 令和2年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)  
第17号 令和2年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について(学校企画課)  
第18号 島根県立高等学校規程、島根県立高等学校通信教育規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正について(教育指導課、特別支援教育課)  
——以上、原案のとおり議決

#### (報告事項)

- 第29号 令和元年度9月補正予算案の概要について(総務課)  
第30号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜について(教育指導課)  
第31号 令和2年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について(教育指導課)  
第32号 令和2年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について(特別支援教育課)  
第33号 「しまねっ子元気プラン(第3次)～学校保健計画策定の手引～」の改訂について(保健体育課)  
第34号 令和2年度競技力向上のための重点校等の指定について(保健体育課)  
第35号 令和元年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の成績について(保健体育課)  
第36号 第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体)の出場種目について(保健体育課)

——以上、原案のとおり了承

### —非公開—

#### (議決事項)

- 第19号 令和元年度教育功労者及び教育優良団体表彰について(総務課)  
第20号 令和元年度優れた教育活動表彰について(総務課)  
第21号 県立学校教育職員(管理職)の人事発令について(学校企画課)  
——以上、原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

佐藤教育監	全議題
石原教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
福間教育センター所長	公開議題
佐藤教育次長	公開議題
安食総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
米山教育施設課長	公開議題
佐川教育施設課管理監	公開議題
福島特別支援教育課上席調整監	公開議題
木原学校企画課長	公開議題、議決第21号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
多々納教育指導課長	公開議題
江角地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
原保健体育課長	公開議題
畑山社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
中島古代文化センター長	公開議題
平野福利課長	公開議題
山崎教育センター教育企画部長	公開議題

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
山崎総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

公 開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	8 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
署名委員	真田委員	

## 議決第16号 令和2年度県立高等学校の入学定員について（学校企画課）

○柳楽県立学校改革推進室長 まず、定員設定の考え方である。令和2年3月の県内中学校卒業予定者数であるが、平成31年3月と比べて16名の減と見込まれている。また、各地域の中学校卒業生の増減、あるいは近年の定員充足状況、各高校で地域とともに取り組んでいる魅力化、特色化の成果等を踏まえて、一部の高校でとられている1学級30名定員を35名とすることで20名の定員増を考えている。

続いて、入学定員についてであるが、全日制の学級数合計は129学級で増減はない。入学定員の合計は5,090名で20名の増となる。定時制、通信制及び専攻科については、変更なしとしたいと考えている。参考までに、松江市立女子高等学校も載せているが、定員の増減はない。

次に、入学定員を増やす高校についてである。島根中央高校普通科3学級であるが、1学級定員30名のところを35名に、5名増とする。これによって島根中央高校は15名の定員増となる。次に、矢上高校である。産業技術科1学級について、こちらも1学級30名の定員を35名に5名の増とする。これによって矢上高校は5名の定員増となる。これら2校を合わせて20名の定員増となっている。

この2校について少し補足説明をする。平成27年度に、島根中央高校、矢上高校、それと隠岐高校の3校で、1学年30名掛ける3学級90名定員を導入している。この導入の理由としては、1学年40名掛ける3学級の120名定員に対して40名前後の欠員が生じており、学級減の必要があった。その際、40名掛ける2学級の80名定員とすると、生徒の多様な進路希望への対応がしにくくなること、また平成22年度から積極的県外募集等行っていて、徐々に県外中学校からの生徒が集まっていること、さらに平成24年度から魅力化・活性化事業に取り組、地元市町村との連携が深化して手厚い支援を受けていたことなどを考慮して、今後も魅力化事業を継続、推進するために、学級数を維持しながら募集定員を減らすことが最適であるとの判断により、30名掛ける3学級として30名の定員の削減を行ったところである。

今回、定員を増やす2校について、平成27年度以降、更に魅力化、特色化に取り組んでおられて、地元からの支援を受けながら県外からの生徒の受け入れ体制も充実している。県外生徒の増加に加えて、地元生徒の定着率も少しずつ向上しており、直近5年間のうち複数年で志願倍率が1倍を超える状況であった。今後更に魅力化を進め、積極的な県外生徒募集を行うためには、ゆとりある定員設定が必要であることから、これらの学科につい

て1学級35名とすることとしたものである。

なお、矢上高校普通科、それから隠岐高校については、定員充足状況等を踏まえ1学級30名定員を継続することとした。

最後に、その他のところであるが、入学者選抜の日程についての確認をしている。推薦選抜、中高一貫教育校選抜、スポーツ特別選抜が1月に実施される。その後、3月5日に学力検査があり、3月12日に合格発表と2次募集の実施校が公表。それから、3月19日に2次募集の作文、面接試験検査を経て、3月23日に2次募集合格発表を行うことになっている。

○林委員 今回、定員が20名増ということ、ここ数年、学級数、入学定員が減る中で、この中山間地域の2校で入学定員が増えると大変喜ばしいことだなと思う。先ほどの説明にもあったけれども、これも県外生の積極的な受け入れであるとか、また地域の方との連携を密にした魅力化の賜物だと思っている。また、こうした魅力化が県内の全高校で広がることを期待している。

———原案のとおり議決

#### 議決第17号 令和2年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等について（学校企画課）

○木原学校企画課長 公立学校教育職員の定期人事異動を行うに当たっては、島根県教育委員会規則第2号第2条の規定に基づいて、毎年人事異動方針を定めて、これを議決することとなっている。

これに伴い、その案を作成している。今回、令和2年度島根県公立学校教育職員人事異動方針、それから下の方が、同じく市町村立学校の事務職員の人事異動方針ということで作成をしている。昨年度から内容について変更している点はない。教育職員の人事異動方針については、全県の視野で行うこと、へき地教育の振興の観点、特別支援教育の振興の観点、管理職・主幹教諭の登用、異校種交流の推進、永年勤続者の交流、新規採用等について定めている。また、市町村立学校の事務職員の人事異動方針についても、この教育職員に準じて定めている。

なお、公立学校教育職員、市町村立学校の事務職員の人事異動方針においてそれぞれ人事異動方針細則というものが記載してあるが、これがいわゆる人事異動ルールと呼ばれているものである。今後、この方針が議決された後は、この方針に基づいた細則を定めて、適切な人事異動作業を進めていくと考えている。

○真田委員 人事異動方針で「4 管理職教育職員の登用に当たっては勤務実績を十分考慮する。その際、勤務評価を参考資料として活用する。」と明記をされている。そのときに「5 主幹教諭の登用に当たっては、勤務成績を十分考慮する。」には、「その際」以降がないが、勤務評価の参考資料として活用について、どうされているのか。

○木原学校企画課長 管理職の登用に当たっては勤務評価を参考資料として活用するという事で、これは勤務評価の活用の一つの要素として管理職についてこの部分を大きく考えていきたいというふうに示したものである。一方、主幹教諭は管理職ではないので、登用に当たっては、当然といえば当然なのであるが、勤務実績を十分考慮して登用に当たるということで、管理職とそれ以外の職員ということで若干差が付けてある。

———原案のとおり議決

#### 議決第18号 島根県立高等学校規程、島根県立高等学校通信教育規程及び島根県立特別支援学校規程の一部改正について（教育指導課、特別支援教育課）

○多々納教育指導課長 改正の理由については、4点挙げている。

1点目、性自認の多様性への適切な配慮が求められていることに鑑み、性的少数者への配慮から入学願書の性別の欄を削除する。2点目、3点目については、受験者の記入ミス及び事務処理のミス等を防ぐための空欄追加の方針である。4点目、その他様式の整理については、上記3点と合わせて、学歴欄、卒業、卒業見込み欄等々への対応を図っていきたいと考えている。改正内容については、(1)高等学校規程、(2)通信教育規程、(3)特別支援学校規程となる。施行日は、令和元年10月1日を予定している。

資料は、3の2ページが改正前で、3の3ページが改正後というつくりになっている。前後で比較していただいて、主に改正した点はアンダーラインを引いてある点とお考えいただければと思っている。3の2ページにある性別欄が、3の3ページでは性別という言葉が消え空欄になっている。これは、正式な様式になれば、この部分はカットされたいとお考えいただきたい。

現住所の欄であるが、今、都道府県、市郡等々が書いてある。これがあることによってむしろ書きにくい、書くときに混乱が生じるというような御意見を賜っていて、これを一切なくすということである。

それから、「学歴」の欄は「在学又は出身中学校等名」とさせていただこうと思っている。出身中学校等というのは、中等教育学校であるとかいろいろな形の学校があるので、

「等」とさせていただいている。あわせて、「卒業、卒業見込み」欄が従来であると横並びであったが、これを、欄の間隔の問題であるが、縦置きにさせていただくということである。住所については、保護者の住所も同様である。性別については、受検票のところも同等である。

それから、学力検査料納付済証明書で1つ加わっている欄がある。「在学又は出身中学校等名」を入れている。これは切り取って、この部分だけが独立した状態になって散逸することを防ぐためである。それから、文言の修正であるが、最後の所である。従来は「再発行」としていたが「再交付」という言葉に置き換えている。実施要綱の文言に揃えるということである。同様のことが3の4ページ、3の5ページ、こちらについては第2次募集用であっておおむね同じである。それから、3の6ページと3の7ページ、こちらは通信制課程用であって、つくりは違うが内容は同様である。同じことが3の8ページ、3の9ページでも言えて、これは特別支援学校用である。こちらのことを整理したのが3の10ページであって、新旧対照表で変更がある点を一覧にしている。

○林委員 以前に記入ミスが多く、ミスを防ぐために都道府県とか市町村等を消したということか。

○多々納教育指導課長 いろいろな場面での聴き取り調査、検討委員会等で、中学生が混乱しやすいという御意見を中学校の先生方から頂いているし、実際にミスも生じている。欄が上にあったり下にあったりと、例えば丁目、番・号などの書き方が子どもたちにとってはむしろ書きにくいというのもあった。ここの欄をなくすことによってむしろ分りやすくするという御意見もある。記入例を要綱上にしっかり書かせていただいて、混乱を避けたいと思っている。

○藤田委員 記入例ということであるが、それがここの住所ならこういう書き方、ここならこういう書き方というように、それぞれ違う。郡もあれば市もある。記入例というのはどういう形のものか。

○多々納教育指導課長 記入例については、一番汎用性の高いものと捉えているが、状況によっては書きにくいところもあるかもしれない。それについては併記するなど、検討させていただこうと思う。また、出願書類の記入例は各学校で作るので、各学校でしっかり検討して、子どもたちが一番間違えやすいところを書くことも考えられる。

○藤田委員 裏を返せば、正直、中学3年生もなって、自分の住所をきちんと書けないことの方がどうなのかと思う。自分の住所なので、それをきちんと様式に当てはめて書け

ないということの方が問題ではないのかと思う。それを、記入例を作って、そこまで大人がこうしてやりなさいとしなければいけないのかという観点から、お聞きしているところである。

○多々納教育指導課長 お答えすることではないかもしれないが、そういう点で、教育的な配慮はむしろするべきかもしれない。一方で、最近、県外、国外からの入学というものもあり、この様式になかなか当てはまらないというところもある。そういったところへの配慮も考えている。

○真田委員 改正後の様式では、志願者学歴の欄で「中学校等」が消えると、どこから書くことを想定しているのか。幼稚園、小学校からか。

○多々納教育指導課長 中学校からを想定している。ただ、中学校というところに属さない、中学校ではないという生徒もいるので、中学校という指定を外しているということである。中等教育学校であるとか、そういうところへの配慮である。

○真田委員 記入例を作られるということなので大丈夫だと思うが、これを見たときにどこから書いていいかわからない、という意見もあると思う。住所も同じで、県から書くのか、郵便番号も書くのか、そこら辺がなかなか大変かなと思う。指導はされると思うが。

———原案のとおり議決

## 報告第29号 令和元年度9月補正予算案の概要について（総務課）

○安食総務課長 9月定例会が9月5日から開会するが、初日に上程される9月補正予算案の教育委員会分について、あらかじめ説明させていただく。

「1 教育委員会の補正予算額の概要」について、補正前の額の事業費の欄だが、現在教育委員会全体で834億円余に対して3億2,000万円余の減額であって、831億円余となるものである。

課別事業別一覧は、総務課で給与費を一括計上しているが、すべて給与費に関する減額補正となる。当初予算における給与費予算の計上については、前年度、昨年12月時点の現員現給と申しているが、職員数及び配置計画、それから給与については、その給与の総額に基づいて当初予算の積算をしているが、9月補正予算においては今年度の7月時点の職員数及び配置計画に基づき積算をし直して、その差額を計上するルールとなっている。

2番目の課別事業別一覧の右側の補正額の財源内訳のところ、一般職の職員の人数の推移を示しているが、8,295人から8,321人に26人の増加となっている。職員数の増の理由

は、主に再任用者の増やあるいは、特に特別支援学校の学級数の増によるものが大きいと  
思っている。特別支援学級は、学級数や児童生徒の障がい種別等に応じて教員数が決まっ  
ていくが、結果的に学級数が増えたことによる人数増と分析をしている。一方、職員数は  
増加しているが、給与費は減額となっていて、主な理由は、扶養手当や児童手当など本年  
4月以降実際の人事配置に基づいた諸手当の支給対象者の確定に伴う減少、あるいは共済  
費の追加費用の負担金の率が下がったことによる減額ということで、合わせて3億2,000  
万円余の減額となるものである。

———原案のとおり了承

### 報告第30号 令和2年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 まず、実施要綱を定めるまでの流れであるが、基本方針を決定し  
公表したのが7月22日である。その後、実施要綱検討委員会による検討を始めている。こ  
れが6月14日と7月29日であった。その次に、平成31年度入学者選抜からの主な変更点の  
報告を本日させていただくところである。これを受けて、実施要綱の作成にかかり、各中  
学校、高校等への配付を10月中旬に予定している。

主な変更点は、新旧対照表の形で記載している。大きく言うと、5点について変更を考  
えている。変更する箇所は、出願の基本的事項の中で保護者が県内に居住する場合、これ  
が1つ目の変更である。別表A、これは実施要綱の中に記載する部分の別表Aであるが、  
この別表Aから、大田高校、浜田高校、益田高校を削除するということである。これは、  
県立高校魅力化ビジョンで既に宣言していることへの対応である。

2点目は、保護者が県外に居住する場合の変更である。県外枠4名を撤廃し、各高等学  
校の入学定員内において合格者の上限を4名を超えて各学校で定めることができる。ただし、  
松江市内及び出雲市内の公立高等学校並びに分校・定時制課程については従来どおりの4  
名以内となっている。これもビジョンで謳われたことの整理である。

3点目が、中学校等における出願手続について。2学期制を導入する、あるいは導入す  
る予定であるという学校が県内外にある。その学校への配慮であって、2学期制をとる中  
学校等においては、前期と、後期の12月末までを総合して評価するという箇所を追加させ  
ていただいているところである。

4点目、「特別な配慮を必要とする場合の措置」の欄で、第2次募集の期限について、  
従来表記されていなかったところを追加で表記し、分かりやすくしている。

最後の点である。一般入学者選抜の辞退届についても、所定の期間というのが分かりにくいという御意見があったので、その所定の期間、受付期間を明示した。以上が主な変更点である。

続いて、各種選抜について御報告する。各種選抜は大きく分けると3つある。1 推薦入学者選抜、2 スポーツ推進指定校推薦入学者選抜、スポーツ特別選抜と呼ばれるものである。3点目が一般入学者選抜、あわせて4点目に第2次募集という形になっている。

では、5の1ページのまず1つ目である。推薦入学者選抜について、これ以降のことについては、5の4ページを横に置いて説明を受けていただくと分かりがいいかと思う。推薦選抜、スポーツ特別選抜、一般選抜は、この表の中で学校ごとに表記させていただいているところである。推薦入学者選抜は、実施校・実施学科を29校、58学科としている。隠岐高校の商業科が新規に推薦選抜をするので、去年の57から58に1つ増えているということである。募集定員についての変更がある学校は5校、この表のとおりであって、横田高校、浜田水産高校、吉賀高校、このあたりが推薦のパーセンテージを下げているところである。逆に、隠岐高校、隠岐島前高校は、増やす方向でと報告を受けている。

3点目、選抜方法について変更のある学校が1校ある。島根中央高校、作文を課しておられたが、こちらは作文をカットされたということである。面接で作文の内容が十分に読み取れるということで、作文をなくされると聞いている。

続いて、スポーツ特別推薦についてである。実施校、指定競技の変更はない。募集人員については以下のとおりである。こちらについても、別表1、5の4ページに合わせて表記させていただいているが、この後、報告第34号において保健体育課から説明があるので、そちらをお聞きいただければと思っている。

続いて、一般入学者選抜について御説明する。一般入学者選抜の実施校は、松江市立女子高校を含んで39校である。個人調査報告書と学力検査の比率については、各学校から報告を受けた結果が70:30が1校、60:40が16校、50:50が14校、40:60が9校となっている。江津高校が1校だけ50:50であったものを40:60に変更するということを聞いている。大社高校については、普通科と体育科で比率が異なることを御承知おきいただければと思っている。傾斜配点の実施校はない。学力検査後の面接は22校が実施することとしている。矢上高校は、新規の実施になる。

続いて、第2次募集について説明する。実施校については、3月12日に行われる公立高等学校入学者選抜の合格発表の時点で欠員が生じた場合の全日制課程及び定時制課程の学

校、学科が対象になる。選抜方法について大きな変更点はないが、基礎学力を見るための検査をなくした学校が出た。宍道高校である。変更がある箇所は、見え消し等を見ていただければと思っている。松江農林高校、横田高校、邇摩高校、江津工業高校、宍道高校が該当する。また、地域、通学区を持つ県立高等学校全日制課程普通科における地域外、通学区外からの合格者については、それぞれの制限を超えないこととする。これは変わっていない。第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員は、3月12日以降にホームページで公表することとしている。

○浦野委員 個人調査報告書と学力検査の比率は全学校出ているけれども、これは公表されているものか。

○多々納教育指導課長 本日の報告をもって公表することとしている。

○浦野委員 子どもたちも知ろうと思えば知ることができるのか。

○多々納教育指導課長 そうである。

○出雲委員 個人調査報告書と学力検査の比率は、各学校が決定できるというルールがあるのか。

○多々納教育指導課長 各学校で決めることができる。

○浦野委員 2学期制をとる中学校を考慮した要綱の変更について説明があったが、県内で2学期制をとっている中学校が現在あるのか。

○多々納教育指導課長 現在はないと思っているが、その動きというか、その方向性を考えている学校があるとは聞いている。主に県外対応と考えている。

○多々納教育指導課長 念のためお伝えしておく。5の4ページの別表1に入学定員の欄があるが、先ほどの議決事項を反映していない。誤りではないので、御承知おきいただきたい。

———原案のとおり了承

#### 報告第31号 令和2年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（教育指導課）

○多々納教育指導課長 まず、6の1ページ、「2 採択にあたって」に記載している流れに沿って教科書の採択を行っていった。全体スケジュールについては、6の4ページ的高等学校部分に載せている。一番下に記載されている教育委員会会議というのが、本日である。

なお、採択の権限は教育委員会にあるが、高等学校は多様な教育課程を展開しているの

で、校長の意見を聞いて、すなわち学校に選定を希望する教科書一覧を提出させることによって、教育委員会の責任において採択することとしている。

6の2、6の3ページは、5月24日の教育委員会会議で議決していただいた、令和2年度使用県立高等学校教科用図書の採択の基本方針である。これに従って、各学校で文部科学省検定教科書及び著作教科書の中から、学校の教育方針、生徒の実態等にふさわしい教科書を選定し、7月上旬に採択を希望する教科書一覧が提出されたところである。それを事務局の指導主事が各学校で編成される教育課程との整合性や選定過程の公正性等について審査をすることで、先般、教育長に決裁していただいたところである。

先ほど申し上げた教育長の決裁とは、6の1ページの2の③教育長専決による教科書採択という所である。また、教科書採択の公正性を確保するための対応として、教科書選定報告において各教科書の選定理由を詳しく記載することを求めている。また、各校で教科書選定委員会を設置し、さまざまな観点から入念に審議することも求めている。さらに、教科書作成に携わった教員を報告することも求めている。以上の3点を各学校に求めることで公正性を担保することとしている。

続いて、採択結果を御覧いただきたい。高等学校は毎年新たな教科書の選定を行うことができる。新規に採択したのは14点であった。また、過年度に採択した教科書548点のうち447点について、各高校から継続使用の希望が出されたところである。総数にすると461点で採択することとなった。

続いて、6の5ページでは、教科、科目ごとの新規採択教科書点数をまとめている。また、これまでに採択された採択済教科書のうち、継続使用する教科書の点数を載せている。

6の6ページでは、各教科、科目の新規採択教科書の名称と使用する学校数をまとめている。

6の7から15ページまでは、過年度に採択済で継続使用する教科書の名称と使用学校数をまとめている。

———原案のとおり了承

## 報告第32号 令和2年度使用特別支援学校教科用図書の採択結果について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 特別支援学校の教科用図書の採択に係る基本方針により、児童生徒の発達の段階、障がいの状況や教育課程を考慮して、7の3ページから7の20ページ

に挙げているとおり採択することとした。

7の1ページにお戻りいただき、はじめに、特別支援学校小・中学部の教科用図書についてであるが、ページ数でいくと7の3から5ページである。文部科学省検定済教科書、小学部151点、中学部61点。7の6から7ページにある文部科学省著作教科書180点、7の8から14ページにある学校教育法附則第9条による一般図書367点である。また、この文部科学省検定済教科書のうち、視覚障害者用点字版及び聴覚障害者用言語指導については、現時点で発行者が未定であって分冊になる可能性があることを付け加えておく。以上、小・中学部の教科用図書については合計759点を採択することとしている。

次に特別支援学校の高等部の教科用図書についてである。7の15から17ページであるが、高等学校用の文部科学省検定済教科書については112点。17ページにある高等学校用文部科学省著作教科書が2点。同じく17ページにある学校設定教科で使用する学校教育法附則第9条による一般図書3点。18から20ページにある学校教育法附則第9条による一般図書175点。以上、高等部の教科用図書については、合計292点を採択することとした。

なお、高等部の新入生については、入学生徒数や生徒の実態が確定しておらず、把握できないところでの選定を行っている。したがって、入学者選抜検査を経て合格者が決定する2月下旬に再度採択する必要があることを付け加えておく。

———原案のとおり了承

### 報告第33号 「しまねっ子元気プラン(第3次)～学校保健計画策定の手引～」の改訂について(保健体育課)

○原保健体育課長 しまねっ子元気プランは、各学校が毎年度策定する学校保健計画の策定手引として平成21年度から策定し、その後改訂して、現計画は平成26年度から平成30年度までとなっている。昨年度、次期教育ビジョンの改訂に合わせて改訂するというので、1年間期間を延長して、本年度改訂することとした。学校保健は、将来にわたる健康づくりの基礎を形成する重要なものであり、教育ビジョンはもちろん、健康長寿しまね推進計画など、さまざまな県の健康等に関する計画で定められている課題や目標などを反映させていくこととしており、その関連する計画等については、8の3ページの下の方の表で記載している。

8の1ページの2の検討内容であるが、現行プランの対応の成果や社会情勢の変化を踏まえて、重点的に取り組むべき健康課題とその対策について検討していく。参考として、

現行のプランの課題を挙げているが、校内における体制づくりと重点課題として、メンタルヘルスであるとか、望ましい生活習慣の確立ということで、メディアとの接触や運動など5点を挙げている。

3にスケジュールを挙げているが、記載のとおりで、本年度中にプランを策定する予定となっている。

8の2ページは、検討委員の名簿を記載してある。

8の3ページの上の方の図であるが、学校保健の充実は学校全体で進めていくこととなるが、家庭や地域、その他の関係者、関係機関と連携して進めていくことが求められていて、その体制のイメージ図を記載してある。

○真田委員 しまねっ子元気プランで重点的に取り組むべき健康課題となっているので、現行の課題として5つ挙げられているものはまさしくそのとおりだと思うが、それにプラス、やっぱり健康になるためには体というか、その辺の体幹というか体力というか、そういうのも含めたものも一つ挙げていただくといいと思う。小学校の先生方に聞くと、45分間なかなか授業で自分の体を維持することが困難だというようなこともお聞きするので、ぜひ健康課題としてその辺のところも含めて考えていただけるといいなということで、課題の一つに挙げていただくといいなということで意見を述べさせてもらう。

○原保健体育課長 おっしゃるとおり、体力づくりというか健康づくりの基礎となることである。現行の課題の中でも、課題の中の2の望ましい生活習慣の確立の中で、括弧の中の一番最後に出た運動ということで書いてあって、運動習慣の確立というのも掲げているけれども、今度、次期改訂するに当たって、こういった体力づくりのこともどのように掲げていくかというのは検討していきたいと思う。

○新田教育長 特にこういうテーマとかこういう課題をというふうな、御意見があれば。

○藤田委員 課題の「2 望ましい生活習慣の確立」で、今一番の問題になっているメディア教育についてである。県の各課との連携とかいろいろ行って、しまねっ子元気プランを作るようになってきているが、このメディア対策に関するところは、8の3ページの計画のイメージ図でいうとどこに入るのか。

○原保健体育課長 メディアに関する計画というのはいろいろなところであって、例えばであるが、上から3つ目の島根県の健康増進計画、健康長寿しまね推進計画の中で、子どもたちの睡眠時間が6時間未満になる子どもを減らそうという目標があって、そういった中の課題としてメディアの対策が挙げられているとか、重なり合って挙げられているところがあ

る。今の健康長寿しまね推進計画になると健康福祉部であったり、こういった教育委員会の元気プランの中でもそのメディアと接触、長時間化というか、そういったことを課題として考えていて、この元気プランの中にも課題として掲げていて、さまざまなところと引き続き連携して取り組んでいかないといけないと思っている。

○藤田委員 委員の中には島根の子どもとメディア研究会という方もおられる。思うところは、例えば健やか親子しまね計画で、ただテレビを見るとかゲームをするとかというだけではなく、いろんなことでトラブルに巻き込まれたりする危険性があり、そういったことへの対策などもあるので、こういった親子でいろんなことをお互いに話し合う場というところにも入れていただけたらと思う。

○原保健体育課長 例えばネットを使うときのルールづくりについて親子で話し合うことは非常に大切なことだと思うので、健康福祉部等とも連携して取り組んでいきたい。

———原案のとおり了承

#### 報告第34号 令和2年度競技力向上のための重点校等の指定について（保健体育課）

○原保健体育課長 この制度は、高校生の競技力を高めるため、国体の団体上位の成績が見込まれる競技種目などについて重点校として指定し、さらなる強化を図る制度である。スポーツ行政一元化によって、競技力向上に係る業務や予算等は知事部局へ移管されたが、高校の部活動であって教員とか入試とかさまざまなことに関わるものであり、教育委員会とも連携して進めており、今回報告させていただく。この制度は平成17年度に創設して、その後、3年ごとのサイクルで指定してきたが、前指定校は平成29年度から今年度で満了するため今後の指定校について報告するところである。

趣旨については、1に記載のとおりである。2の指定区分だが、学校指定としては、(1)から(3)の3つの区分がある。指定基準に合わせて説明させていただく。

(1)重点校については、主に未普及競技の普及や振興のために採用された人事異動ルールの適用がない特別体育専任教員や、選手強化のために認定され人事異動ルールの特例が適用されるスポーツ推進教員の配置校を指定して、さらに全国大会等でベスト16以上の成績が見込まれる学校等である。(2)国体女子競技指定校については、全国大会での入賞等が見込まれることなどである。(3)西部・隠岐拠点校は、小・中学生の段階から継続して競技力向上が見込まれる学校となっている。

支援内容は、過去の実績に応じた指定区分ごとに県外遠征や招請合宿に係る経費を助成

するものである。

9の2ページ、指定期間はこれまで3年間指定してきたけれども、御存じのとおり、令和11年の島根県での国民スポーツ大会開催の内々示を受けて、知事部局が中心となって競技力向上に係る検討に着手したところである。そういったところで、暫定的に現在の指定校を令和2年度に限り延長するものとした。このことについては、高体連等にも説明し了承を得ているところである。

この重点校については、原則としてスポーツ特別推薦入試の対象とするものである。

9の3、9の4ページには、具体的な競技ごとの男子、女子、それぞれの重点校、また学校ごとの競技別の一覧表を掲載している。

○新田教育長 10年後の国民スポーツ大会開催に向けての基本方針、方向性を今年度中にまとめるという段階にあって、これに先立って、新たな、例えば3カ年とかの指定というのもできにくいだろうと。そういった大方針を見極めて新たに設定するために、今年度実質的に1年延長するというふうな位置付けで整理している。

○真田委員 国体女子競技指定校、女子という言葉が何となく昔からの名残できているのだと思うのであるが、別に指定校を重点校の中にそれを入れて、これ見ても女子のサッカーとかウエートリフティングとかレスリングとかラグビーとかなっているの、強化のところに、指定校のそこ入れてあげてもいいような気がするのであるけれども、それを分けるという理由が何かあるのであろうか。

○原保健体育課長 国体女子競技指定校の選定当時は、国体ではこの女子の競技がなかった競技でして、ただ、オリンピックで女子の競技ができるということで、それに向かってこういった名称となっていて、今回暫定的にちょっと1年延長ということで同じ名称を使わせていただいているが、言われるとおり重点校という並びでもないかなと思うので、今後検討していきたいと思う。

———原案のとおり了承

## 報告第35号 令和元年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会の成績について（保健体育課）

○原保健体育課長 最初に、高校生についてだが、今年のインターハイは鹿児島県を主会場として、熊本県、宮崎県、沖縄県を含めた南九州ブロックで全30競技が開催され、島根県からはヨットを除く29競技に出場した。残念ながら優勝はないが、ボート、レスリング、

カヌーなど、例年力を発揮している種目を中心に入賞していて特にカヌーについては全18種目中8種目入賞の結果となった。

続いて、中学生についてだが、全国中学校体育大会は近畿ブロック6府県で8月17日から開催され、陸上男子400メートルで出雲市立第三中学校の山崎琉惟君が優勝した。山崎君は予選から記録を更新し、決勝でも自身が持つ中学山陰記録を更新し、タイムの48秒58というのは中学歴代7位に当たる好記録であった。

全体としては、高校、中学とも昨年度を上回る入賞数となっている。

———原案のとおり了承

### 報告第36号 第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）の出場種目について（保健体育課）

今年の国体は、茨城県で9月28日から10月8日までの日程で開催される。それに先立ち、9月7日から会期前競技として、水泳、バレーボール、体操の3競技が開催される。資料には、競技種目ごとの中国ブロック大会の順位を数字で記載していて、島根県の順位の欄に丸印がしてある種目がブロック大会を突破したもので、県単出場も合わせて、網かけをしていない種目が本国体へ出場する種目である。合計については、11の4ページに記載しているが、昨年を上回る36種目でブロック突破を果たして、選手数は300人を超える。これは2010年開催の千葉国体以来のこととなる。

国体の天皇杯の得点については、参加得点と競技得点の2つに区分される。参加得点がブロック大会に参加した時点から成績にかかわらず各競技10点ずつ配点され、島根県の場合も40競技で400点となる。一方、競技得点は、本大会での8位入賞での得点となる。この競技人数が多くなるほど配点が大きくなることとなっている。

選手団の発表は、会期前競技については8月23日に既に発表されて、本国体は9月9日に発表される予定となっている。今年の国体も厳しい戦いが予想されるけれども、チーム島根として総力戦で、選手、そして選手を支える皆さん、応援する人、すべての頑張りが望まれるところである。

○浦野委員 例えば中学校の間に、このように全国でも上位の成績を収めている子どもさんが結構高校に進学されるときに県外へ出ていくということがあると思う。そういうときに、成人だったら国体、島根県出身であれば島根県の代表として出場することができるのであるけれども、高校の時点で県外に行かれた子どもさんは、もう島根県の代表として出

場することはできないのだろうか。どういう決まりがあるのか教えていただきたい。

○原保健体育課長 国体については、成人というか、出身県で出場できるという制度があって、ふるさと選手ということもあるけれども、ふるさと選手については、出身中学・高校の所在地の都道府県から出場するということとなる。中学から県外に出られた場合は、成年になられてから、希望されれば、ふるさと選手として、島根県代表として出場できることとなっているが、中学高校在学時は、島根県出身として国体に出場することはできないということになっている。

———原案のとおり了承

－非公開－

## 議決第19号 令和元年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

○安食総務課長 「1 趣旨」を御覧いただきたい。教育、学術、文化及び体育に関する個人又は団体が功績顕著なもの、又は教育環境の整備について献身的に努力し、その功績が顕著なものについて、教育委員会から表彰を行うものである。

「2 功績区分及び本年度受賞候補者数」を御覧いただきたい。功績区分は表に記載の11区分である。受賞候補者はいずれも市町村教育委員会、県立学校、教育庁の関係課から推薦に基づいたものであり、従事年数や功績内容などを考慮している。表の中の学校教育の分野は、退職された方を対象としている。また学校教育に限らず、幅広い分野を対象としており、今年度は学校保健、社会教育、文化財等の分野からも選考している。

表彰式は11月5日に、サンラポーむらくもで行う予定である。

続いて、受賞候補者を御覧いただきたい。(1)学校教育12名の方々。いずれも小中学校、県立学校の校長をされた方であり、公立学校長、学校教育庁の振興に係る功績であり、従事年数や退職後の教育分野での功績などを評価して選考している。退職後の主な功績として、市議会議員をされた、町の教育委員会の委員をされた、退職校長園長会の会長をされた、人権擁護委員、民生事業委員などがある。

(2)学校保健の10名の方々は、学校医、学校歯科医としての功績であり、長年、児童生徒の健康維持に尽力いただいた方を従事年数を考慮して選考している。

(3)社会教育分野は1名、1団体である。個人は永戸淳子さん。本の読み聞かせや、親子で参加するイベントの開催など、地域の子供たちの健全育成の取組に尽力され、社会教育の推進に寄与された功績を評価して選考している。団体は大久老人クラブ東雲会。地域の小学校との合同活動を通じて、世代間交流を通じた子供たちの健全育成の取組に尽力され、社会教育の推進に寄与された功績を評価して選考している。

(4)文化財保護の分野は1名である、村上進さんは、日原町文化財保護審議会会長、津和野町文化財保護審議会副会長として、町内の文化財保護活動に寄与された功績を評価して選考している。

○林委員 今回4つの区分であるが、これだけ区分がある中で他は推薦がなかったのか。

○安食総務課長 市町村教委、県立学校、庁内各課からの推薦に基づいたもので、今年度は以上の推薦である。

○林委員 だいたい例年このようなもので、他の区分からあまり出てこないか。

○安食総務課長 過去を調べたが、いずれもこの4分野の推薦である。

○林委員 推薦がなかったら仕方がないが、せつかく区分があり表彰がある中で、少なからず貢献された方は各分野にいらっしゃると思うので、何らかの形でもう少し出てくるような働き掛けがあってもいいのではないか。

○安食総務課長 推薦の在り方の課題も認識しているので、できるだけ推薦が上がってくるように考えたいと思う。

———原案のとおり議決

### 議決第20号 令和元年度優れた教育活動表彰について（総務課）

○安食総務課長 まず、表彰の目的である。教職員の意欲の向上や本県教育の振興を図ることを目的として、平成19年度に設けられた。今年度の表彰式は、先ほど教育功労者、教育優良団体表彰で説明した表彰日と同じ11月5日、サンラポーむらくもで行う。

表彰対象者であるが、資料記載の(1)から(4)、県立学校及び市町村立学校に在職する教職員、教育委員会事務局等に在職する教職員、教職員で構成されるグループ及び団体、団体としての県立学校及び市町村立学校である。個人としての教職員の表彰については、現役の教職員を対象としている。

表彰の対象とする取組は、教育活動で他の教職員の模範となるものや、指導方法の研究・開発など、本県教育の充実・発展に資する取組など、資料記載の(1)から(5)である。

今年度の受賞候補者数は、学校が12校、個人が7名としている。

続いて、13の2ページ、それぞれの候補学校及び候補者について簡単に紹介したい。

学校12校について選考理由を説明する。No. 1から4、安来市立第三中学校、荒島小学校、飯梨小学校、赤江小学校である。平成29年度から「みんなのまちづくりプロジェクト事業」の指定校として、同一校区内で4校が共同して取組、児童生徒の主体性や学習意欲の向上に成果を上げたことに評価をしている。No. 5は安来市立十神小学校である。平成26年度から5年間、「島根県学校図書館活用教育研究事業実践校」として、探求型の学習に関する児童の意識向上に成果を上げたということを評価した。No. 6の雲南市立西小学校は、平成29年春に校区内にコウノトリが営巣したことから、コウノトリを核とした環境学習、まちづくり学習に取組、児童の地域に関する意識向上や、探求心、追求心の高まりに繋げたことを評価している。No. 7浜田市立周布小学校は、平成28年から3年間、「算数授業改善推進校事業」の指定校として研究を進め、児童の算数の学力向上に繋げるとも

に、全学年での授業公開の実施などによって、積極的に管内へ情報発信したことを評価したものである。No. 8 江津市立津宮小学校は、平成28年度から3年間、「算数授業改善推進校事業」の指定校として研究を進め、児童の算数科の学力向上に繋げるとともに、算数科授業を切り口として他教科での授業改善にも繋げたことを評価している。No. 9 邑南町立日貫小学校は、平成28年度から3年間、文部科学省から「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」の指定を受け、学校の教育課程の中に地域住民が参加する活動を設けるなど、地域と歩む魅力ある学校づくりの取組をされており、それが評価された。No. 10 県立出雲農林高等学校は、平成15年に立ち上げられた太鼓部の地域での演奏活動が地域貢献や生徒の郷土愛の育成、伝統芸能の継承と発展に貢献していることを評価された。No. 11 県立松江養護学校安来分教室は、製菓・パンの製造から販売までの一連の学習を通じて地域の方から材料の提供や職業指導の支援を受け、地域での販売会を行うなど地域密着型の教育活動を実践し、学校と地域の連携を深めた取組を評価した。No. 12 県立江津清和養護学校は、平成27年度から東日本大震災復興支援活動「福島ひまわり里親プロジェクト」に継続参加し、市内の小中学校に呼び掛けて、小さな巨匠展（市内特別支援教育作品展）でこうした取組を行い、市民への啓発を進めるなどの取組を評価された。

続いて、個人候補の7名について選考理由を簡単に説明する。No. 1 飯南町立赤名小学校、倉橋宣教諭であるが、長年にわたり中間山地域において、児童生徒の体力及び競技力の向上に取り組むとともに、地域においては、駅伝やスキーの指導など、地域の社会体育教育の振興に貢献したことを評価した。No. 2 益田市立吉田小学校、藤井裕子教諭は、長年にわたり国語教育や、学級活動等における研究実践を積み重ね、特に児童の声を大切にした授業実践や保護者と連携した学級経営は卓越したものがある。また現任校においては、算数授業改善推進校事業の授業リーダーとして算数授業の改善に貢献したことを評価した。No. 3 大田市立川合小学校、石橋真澄栄養教諭は長年にわたり学校給食の充実と食育の推進に取組、給食管理においては地産地消や地域の食育の推進に貢献したほか、学校栄養士の役員を歴任するなど若手学校栄養士の育成にも貢献したことを評価した。No. 4 出雲市立塩谷小学校 岡田由美事務リーダーは、平成26年度以降、島根県立公立小中学校事務職員研究会、研究部長として県内学校事務職員の牽引役を担ってきたほか、地域の研究活動でも先導的役割を果たし、学校事務の改善と職員の資質向上に大きく貢献したことを評価した。No. 5 島根教育センター 園山裕之指導主事は、北三瓶中学校在籍中に道德教育の共同研究において中心的役割を果たすとともに、自作資料「金色の麦穂」が教材として教

科書に採用されるなど、本県の道德教育に関する貢献や理科教育においても島根大学で講師を務めるなど実績を評価したものである。No. 6 県立情報科学高等学校 石倉輝也教諭は、本県商業科のエキスパート教員として、本県の商業教育の中心的役割を果たすとともに、課題研究の実践報告が全国1位として表彰されるなど、本県の商業教育の活性化に貢献したことを評価した。No. 7 県立出雲農林高等学校 福間浩文教諭は、動物科学科の学科長として、同校で行っている移動動物園や、出雲コーチン復活プロジェクトに関する飼育指導の中心的役割を果たし、本県の農業教育の推進に大きく貢献しているのを評価した。

○浦野委員 平成28年度から3年間、算数授業改善推進校の指定を受けた学校の中から、浜田市立周布小学校と江津市立津宮小学校が選ばれた理由というか秀でた点を教えてほしい。

○安食総務課長 算数授業改善推進校授業は平成28年度から3年間の継続事業であり、各教育事務所管内で1校から2校指定している。浜田教育事務所からぜひ推薦したいと出てきたものである。他の学校との違いは、こちらでは把握していない。

○藤田委員 2校は浜田教育事務所の管内で、推薦してほしいということで推薦が上がってきたのだと思うが、表彰の対象になることが他の4つの教育事務所にも伝わっているのか。それぞれ頑張っていると思うので、事務所ごとの考えだと言われたらそれまでだが、推薦が出てないことが表彰しない理由になるのは少し疑問に思う。他の小学校がかわいそうという気もする。推薦の在り方を検討した方がいいかと思う。

○新田教育長 個人の表彰は基準、線引きしやすいが、団体のモデル校が指定された所を表彰するというのは、一生懸命推薦する事務所やそうでない事務所があったりするようでは、この表彰自体の信頼度がゆらぎかねない。こういうことで表彰したということを情報共有することで、各推薦団体自体がどれくらいのレベルのどの様な方か、それが漏れを防ぐことに繋がることになる。工夫をしていきたい。

———原案のとおり議決